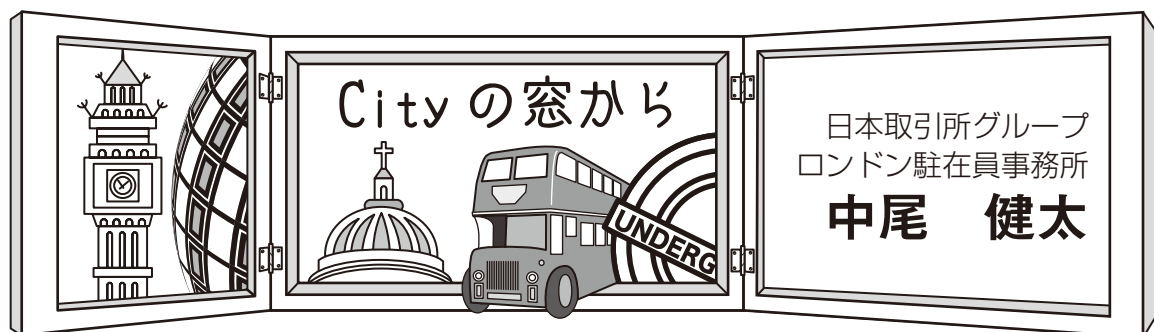




—連載（第47回）—

ロンドン証券取引所グループが上場企業に提供する「Green Economy Mark」について



■ 1. はじめに

欧州においては、気候変動等に対する関心の高まりとともに、サステナブル分野への投資活動も活発になっており、こうした中、サステナブル関連情報の開示規制を強化する動きなどもみられている。最近の動向をみると、英国では、上場企業等を対象としてTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の開示を義務化（注1）する動きがみられるほか、EUにおいても、サステナブル関連情報の開示を義務付ける動き（サステナブルファイナンス開示規則（SFDR（注2）（注3））や非財務情報開示指令（NFRD（注4）））などもみられるところである。

こうした中、欧州における主要取引所の1つであるロンドン証券取引所グループ（LSEG）の動向をみると、これまでもサステナブル分野に関しては、様々な活動が実施されてきたところだが、2019年10月には、

上場企業に対して「Green Economy Mark（注5）」を付与するサービスを開始しており、これまでも多くの上場企業がGreen Economy Markの付与を受けている。

今回は、LSEGにおけるこうしたGreen Economy Markをめぐる動向について紹介することとしたい。なお、本稿に記載した内容はすべて筆者個人の見解であり、筆者の所属する組織としての見解を示すものではないこととお断りする。

■ 2. Green Economy Markとは

（1）Green Economy Markの概要

まず、Green Economy Markの概要について紹介することとしたい。LSEGにおいて開始された、Green Economy Markを企業等に付与するサービス（以下「本サービス」という。）は、2019年10月19日に開始されたサービス（注6）であり、LSEGの上場企業を対象に、原則として売上高の50%以上が「環境（グリ



ーン) 関連」である場合には、LSEGが、当該企業に対してGreen Economy Markを付与するというものである^(注7)(なお、このGreen Economy Markは、上場企業のみならず、LSEGにおいて上場されるファンド自体に対しても付与される仕組みとなっている。)

本サービスが開始された背景としては、LSEGによると^(注8)、「(近年ではESG投資の高まりもあり、) 多数のアセットオーナーやアセットマネジメントといった投資家等が、環境関連ビジネスを運営する企業への投資機会を模索しており、こうした一方で上場企業においても、再生可能エネルギーやリサイクルビジネスといった環境関連の事業に参入する企業が多くなっていることから、投資家等と上場企業との間の情報ギャップを埋めるべく、本サービスを開始した。」と説明している。

なお、LSEGは現在、主にメイン市場(プレミアム・スタンダード)とAIM市場(新興企業向け市場)を運営しているが、これらの市場に上場する企業は、すべてGreen Economy Markの付与対象候補となる。

(2) Green Economy Markが付与されるメリット

LSEGに上場する企業においては、Green Economy Markが付与されるメリットとして、どのような点があげられるのか。この点については、LSEGの説明をみると、環境関連ビジネスへの投資を検討する投資家等対

する「知名度の向上」がメリットとしてあげられている^(注9)。2021年6月末時点において、LSEGのメイン市場及びAIM市場に上場する企業は1,939社存在している^(注10)が、こうした一方で、Green Economy Markが付与されている上場企業等の数はわずか103社に過ぎず^(注11)、こうした点からも、Green Economy Markが付与された企業は、投資家等に対して、環境関連ビジネスを主に運営する企業であるとのPRを最大限行っていくことができる、ということになる。

(3) Green Economy Markの付与基準・手続き

■Green Economy Markの付与基準

次に、LSEGによるGreen Economy Markの付与基準、及びその手続き等についてみていくこととしたい。Green Economy Markの付与基準は、上述のとおり、対象となる上場企業の「直近で公表されている年間売上高の50%以上が環境関連であること」となる。

この「50%基準」の算出方法に関しては、LSEGは傘下に情報ベンダであるFTSE Russell(以下、FTSE)を有しており、FTSEにおいては、企業の売上高に占める環境関連の売上高割合を独自に調査するための「Green Revenues data model^(注12)」を構築している。このため、LSEGは、基本的には傘下のFTSEからの情報提供に基づき、Green Economy Markの付与対象企業を選定しているということになる。



Green Economy Markの付与基準については、このほかAIM市場に上場する企業に関してみると、「50%基準」の代替基準として、「FTSE Environmental Opportunities AIM Index^(注13)に組み入れられていること」という項目も存在している。このFTSE Environmental Opportunities AIM Indexの組入基準については、まず、一定の流動性基準等を加味して選定されたFTSE AIM All-Share Indexの構成銘柄であることが必要条件となっており、加えて、以下に掲げる基準のいずれか1項目が「20%以上」となれば、原則としてFTSE Environmental Opportunities AIM Indexへと組み入れられるということになる。

- ✓ 環境関連の売上高÷全体の売上高
- ✓ 環境関連に対する資本投資額÷全体の資本投資額
- ✓ 環境関連のEBITDA÷全体のEBITDA

AIM市場の上場企業に関しては、上述の基準を満たすことで、たとえ「50%基準」を満たしていない場合であっても、Green Economy Markが付与される仕組みとなっている。

■Green Economy Markの付与手続き^(注14)

Green Economy Markの付与手続きに関しては、以下のとおり進められることとなる。

- ① LSEGにおいて、上場企業の売上高に関するデータをFTSEから取得し、Green Economy Markを取得することができる

企業を選定

- ② LSEGの担当者から各企業に対して、Green Economy Markの取得が可能である旨、また実際の取得意向についてヒアリングを実施
- ③ 企業においてGreen Economy Markの取得を拒否しない限り、LSEGは自社のウェブサイト上にGreen Economy Mark付与企業一覧を公表

■ 3. 本サービス導入後の推移

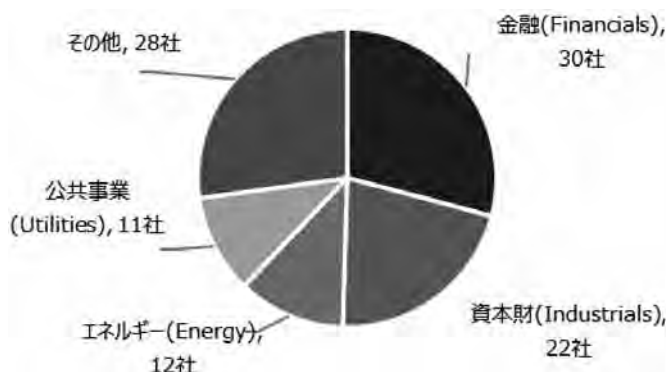
(1) Green Economy Mark付与企業の推移

LSEGによると^(注15)、本サービス開始時点(2019年10月)においては、合計74社がGreen Economy Markを付与されており、またこれらの企業から構成される時価総額の合計(当時)は約550億ポンドとのことであった。その後、2020年6月時点においては、Green Economy Mark付与企業数は86社、時価総額も約670億ポンドまで増加するとともに、2021年1月^(注16)には、90社以上、時価総額は約1,300億ポンドとなっている。

また、2021年6月時点におけるGreen Economy Mark付与企業の一覧をみると、合計103社(メイン市場:57社、AIM市場:46社)となっており、セクター別内訳をみると、金融(Financials)セクターの企業数は30社、また資本財(Industrials)セクターの企業数は22社と、金融及び資本財セクターから構成

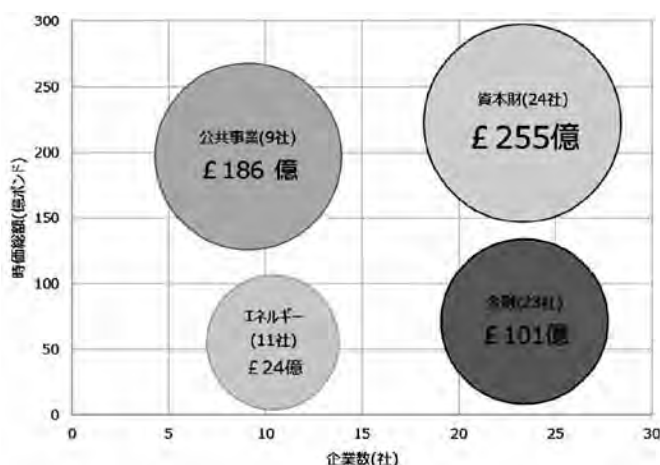


(図表 1) Green Economy Mark付与企業のセクター別内訳 (2021年 6 月時点)



(出所) LSEGウェブサイトよりJPXロンドン駐在員事務所作成

(図表 2) 主要セクター別の企業数・時価総額 (当時) (2020年 6 月末時点)



(出所) LSEGウェブサイトよりJPXロンドン駐在員事務所作成

される企業が、Green Economy Mark付与企業の全体の50%以上を占めていることがわかる (図表 1 参照) (注11)。

こうしたセクター別内訳に関しては、1年前の2020年 6 月時点についてみると、資本財セクターから構成される企業数は24社 (時価総額255億ポンド)、また、金融セクターから

構成される企業数は23社 (時価総額101億ポンド) となっており、こうした点を踏まえると、Green Economy Markの付与企業に関しては、セクター別にみると、これらの2セクターから構成される割合が継続的に高くなっていることを確認することができる。



(2) Green Economy Mark付与事例

ここでは、LSEGのウェブサイトにおいて紹介されている、Green Economy Mark付与企業からのコメント内容について紹介することとしたい^(注17)^(注18)。同ウェブサイトにおいて紹介されているO社（メイン市場に上場）については、サステナブル経済への移行に向けた取組みとして、電気自動車の性能改善装置やツール開発に関するビジネス等を展開しており、この一方で、同社のサステナブルに関する取組みを簡潔に内外に説明することに苦労している中、Green Economy Markの付与を受けることにより、関係者に対してわかりやすい説明を行うことが可能になったとしている。

また、ESG投資等に注力した資産運用ビジネスを運営するG社（AIM市場に上場）については、同社が運営するファンド3本がGreen Economy Markの付与を受けているほか、同社自身についてもGreen Economy Markの付与を受けている。同社CEOからは、「Green Economy Markの付与を受けることにより、G社として運用する金融商品について、サステナビリティに関連しているものであると評価されるようになった。」とGreen Economy Markが付与されたメリットを伝えている。

■ 4. 最後に

冒頭においても紹介したとおり、欧州においては、気候変動等に対する関心の高まりとともに、サステナブル分野への投資活動も活発になっており、こうした中、他地域の主要国に先駆けてサステナブル関連情報の開示規制を強化する動きなどもみられているところである。

LSEGがサービス提供を開始した、上場企業等に対するGreen Economy Markを付与する動きは、こうしたサステナブル投資が活発になる中、企業等にとっては、自社のサステナビリティに関連する活動をよりPRしていくことができるとともに、また投資家等にとっては、サステナビリティ活動に注力する上場企業をこれまで以上に容易に見つけ出すための環境整備を図るものといえ、企業側／投資家側のニーズをそれぞれ満たすサービスを提供することによって、LSEG市場を通じたサステナブル投資を促進していく役割を担っているものと考えられることができる。

一方で、こうしたGreen Economy Markの提供サービスに関しては、LSEG自身により作成されたPR資料は多数みられるものの、新聞報道等を含む第三者評価に関しては、JPXロンドン事務所が把握する限りにおいては、現時点までのところではあまり確認できていない。サステナブル投資に対する関心が



一層高まる中、グローバルビジネスを展開する情報ベンダ等からは、様々な種類のサステナブル関連情報が提供されるようになっていくことから、本調査レポートにおいて紹介したLSEGによる本サービスの提供開始が、投資家等にとって実際にどの程度の効果をもたらしているのか、こうした点については引き続き関心を持ってみたいと考えている。

サステナブル分野に対する取組みは、LSEGのみならず、当社をはじめ、世界の主要証券取引所においても、この先、一層積極的な取組みが求められていくものと思われる。こうした取組みは、地域ごとに必要とされるニーズ等が異なる部分も依然として多数存在している。こうした点を念頭に置きつつ、JPXロンドン駐在員事務所としても、英国をはじめとした欧州における関連動向等について、引き続き注視していくこととしたい。

(注1) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/933783/FINAL_TCFD_ROADMAP.pdf

(注2) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32019R2088>

(注3) 2021年3月10日適用開始。

(注4) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0095>

(注5) <https://www.londonstockexchange.com/raise-finance/equity/green-economy-mark>

(注6) [https://www.lseg.com/resources/media-](https://www.lseg.com/resources/media-centre/press-releases/london-stock-exchange-launches-green-economy-mark-and-sustainable-bond-market)

[centre/press-releases/london-stock-exchange-launches-green-economy-mark-and-sustainable-bond-market](https://www.lseg.com/resources/media-centre/press-releases/london-stock-exchange-launches-green-economy-mark-and-sustainable-bond-market)

(注7) https://docs.londonstockexchange.com/sites/default/files/documents/lseg_green_economy_mark_factsheet.pdf

(注8) https://docs.londonstockexchange.com/sites/default/files/documents/LSEG_GREEN_ECONOMY_MARK_FACTSHEET_ISSUER_OCT_2020_02.pdf

(注9) <https://www2.lseg.com/sustainablefinance/greenequities>

(注10) <https://www.londonstockexchange.com/reports?tab=issuers>

(注11) <https://www.londonstockexchange.com/raise-finance/equity/green-economy-mark/green-economy-mark-issuers-2021>

(注12) <https://www.ftserussell.com/data/sustainability-and-esg-data/green-revenues-data-model>

(注13) https://research.ftserussell.com/products/downloads/FTSE_Environmental_Opportunities_AIM.pdf

(注14) なお、LSEGが公表する資料によると、Green Economy Markについては、LSEGによる付与手続きに加え、企業側からの申請により付与を受けるプロセスについても紹介がなされている。この場合、Green Economy Markの付与を希望する企業側が、LSEGが提供するテンプレートに沿った形で関連情報等をLSEGに提出し、LSEGとの面談やLSEGによる内部レビュー等を経て、Green Economy Markが付与される仕組みとなっている(<https://docs.londonstockexchange.com/sites/default/files/documents/Applying%20for%20the%20Green%20Economy%20Mark.pdf>)。



(注15) https://docs.londonstockexchange.com/sites/default/files/documents/LSE_GREEN_ECONOMY_REPORT_2020_JULY.pdf

(注16) <https://www2.lseg.com/sustainablefinance>

(注17) <https://www2.lseg.com/sustainablefinance/>

case-studies

(注18) なお、LSEGウェブサイトでは個社名も掲載されているところであるが、本稿では省略。

